

物 品 供 給 請 書												
物 品 名 (内訳は下記のとおり)												
品 名	数 単	量 位	単 価 (税込・円)	金 額 (円)								
契 約 代 金 額	億 万 円 (消費税及び地方消費税含む／免税事業者)											
納 入 場 所												
納 期	から まで											
支 払 条 件												
そ の 他 の 事 項												
この物品の供給について、地方自治法、地方自治法施行令（地方公営企業法施行令）及び高松市契約規則（高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則第 1 0 0 条において読み替えて準用する場合を含む。）並びに次の条項を遵守して、信義に従い、誠実に債務を履行することを証するため、この請書を提出します。 年 月 日 (宛先) 発注者 高松市長 受注者 所 在 地 氏 名 ・ 名 称 及び代表者 印												

(納期の厳守)

第 1 条 受注者は、納期を厳守しなければならない。発注者は、天災その他やむを得ない理由による場合を除き、遅延損害金（年 2. 5 %）を付して、この納期を延長することができる。

(検収及び引渡し)

第 2 条 受注者は、物品を納入したときは、遅滞なく発注者に対して完納届（発注者においてその必要がないと認めた場合にあっては、納品書とする。）を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の完納届又は納品書の提出を受けたときは、その日から 1 0 日以内に発注者又は発注者が検収を行う者として定めた職員により、検収を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検収に合格しないときは、遅滞なく取替えその他必要な措置を講じ、再検収を受けなければならない。この場合、再検収の期日については、同項の規定を準用する。

4 物品の所有権は、第 2 項の検収に合格したときに、受注者から発注者に移転し、受注者は、同項の検収に合格したときは、遅滞なく当該物品を発注者に引き渡さなければならない。

(契約不適合責任)

第3条 発注者は、納入された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、その修補、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

（1） 履行の追完が不能であるとき。

（2） 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3） 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（4） 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。（契約代金の支払）

第4条 受注者は、第2条第4項の規定により引渡しをしたときは、所定の手続に従って契約代金の支払を請求するものとする。

（不当要求行為を受けた場合の措置）

第5条 受注者は、高松市発注建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱に定める不当要求行為を受けた場合は、同要綱第5条第1項及び第6条第1号に定める措置を講ずるものとする。

（発注者の催告による解除権）

第6条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（1） 納期内にこの契約を履行しないとき又は納期経過後相当の期間内に物品の納入が完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

（2） この契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

（3） 正当な理由なく、第3条第1項の履行の追完をしないとき。

（4） 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第7条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（1） 受注者がこの物品を納入させることができないことが明らかであるとき。

（2） この物品に契約不適合があるとき。

（3） 受注者がこの物品の納入の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（4） 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

（5） 物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

（6） 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（7） 受注者が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。なお、用語の意義は、高松市発注建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱の例による。以下次号において同じ。

（8） 受注者が、次のいずれかに該当するとき。

ア 代表一般役員等（受注者の代表役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下このアにおいて同じ。））、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時物品の供給等に係る契約を締結する事務所をいう。）を代表する者（代表役員等に含まれる場合を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団関係者であると認められるとき。

イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 再委託契約又は資材等の購入契約（以下「再委託契約等」という。）を締結する場合等において、その相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、再委託契約等を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

カ アからエまでのいずれかに該当する者と再委託契約等を締結する等当該者を利用していた場合（オに該当する場合を除く。）において、発注者が当該再委託契約等を解除する等当該者を利用しないよう求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

キ この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この号において「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第7条の2第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下この号において「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

ク この契約に関し、納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下このク及びケにおいて「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。ケにおいて「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ケ この契約に関し、納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為が

あったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

コ この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員及び使用人を含む。サにおいて同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

サ この契約に関し、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第8条 発注者は、第6条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第9条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- （1） 受注者が納期内に物品を納入することができないとき。
 - （2） この物品に契約不適合があるとき。
 - （3） 第6条又は第7条の規定により、この契約が解除されたとき。
 - （4） 前3号に掲げる場合のほか、受注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- （1） 第6条又は第7条の規定により物品の納入前にこの契約が解除されたとき。
 - （2） 物品の納入前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- （1） 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - （2） 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - （3） 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約代金額から既納部分に相応する契約代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

第10条 受注者は、第7条第8号キからコまでのいずれかに該当するに至ったときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、この契約が完了した後においても適用があるものとする。

3 前2項の規定は、発注者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（契約外事項）

第11条 この請書中に定めのない事項については、必要に応じ、発注者、受注者協議して定めるものとする。